

(非公式訳)

操業申請書

_____株式会社は以下のことを事実、正しく、十分に記入しており、事務局が調べられる証拠書類を十分に付していることを保証する。虚実を申したりまたは偽造書類を使用した場合、奨励証書に示された恩典を取り上げられることを承知している。

署名_____ (代表取締役)

(_____)

役職_____ (社員(あり))

日付_____

添付書類(社員および代表取締役の署名あり)以下のものを申請書とともに亭主すること。

製造業の場合 全点添付すること。

サービス業の場合 第 1-6 項をそろえ、第 7-8 項は適切に応じること。

1. 有効な工場許可証または関係政府機関の規定に基づく許可証の写し。
2. 発効日より 6 ヶ月以内の現行の株主名簿または国籍別持ち株分配報告書の写し。
3. 発効日より 6 ヶ月以内の現行の法人登記証。
4. 直近の監査済み決算書の写し。
5. 資産名簿。
6. プロジェクトにおける最初の収入発生日を確認できるインボイス/Bill of Lading/Airway Bill またはその他の証拠書類。
7. 各工程における主要設備を示す製造またはサービス工程図。
8. 機械の配置図。

1. 概要

—奨励証書番号_____

—業種(奨励証書で示されたもの)_____

—事業所在地、番号_____ムー_____通り_____タンボン_____

アンパー_____チャンワット_____郵便番号_____

電話_____ファックス_____

—工場または事業所の所在地、番号_____ムー_____通り_____

工業団地名_____タンボン_____

アンパー_____チャンワット_____郵便番号_____

電話_____ファックス_____

—担当者_____電話_____内線_____メール_____

—現時点の雇用状況、タイ人_____人、外国人_____人

2. プロジェクトに使用する機械および機材の明細（免税/納税による輸入品および国内調達品）

奨励証書番号_____（このページにスペースが足りない場合添付資料に社印および署名をして使用すること。）

順番	機械項目 (資産番号)	数量	獲得日における状態			通関報告書に おける輸入日 または獲得日	インボイス/ 領収書/注文書/ 依頼書		事務局の通関命令		原価/ 獲得原価 (パーツ)
			新品	中古			番号	日付	番号	日付	
				製造年	輸出国						
重複 11											
重複 11											
重複 11											
重複 11											
重複 11											
重複 11											
重複 11											
重複 11											

プロジェクトの機械及び機材の合計金額_____パーツ

私は以上の情報が正確で充分で事実であることを証明する。署名_____代表取締役
(_____)
役職_____ (社印(あり))

- 注
- 1) 資産名簿における資産番号を機械名の後につけること。(あり)
 - 2) 機械の状態は申請、認可されたものに一致しなければならない。あっていない場合は事前に修正申請すること。
 - 3) 中古機械は製造年および輸出国を明記すること。関税恩典を行使しない輸入中古機械は機械性能証明書を添付すること。
 - 4) 通関命令とは機械を輸入する際に免税/免税する事務局の命令書をいう。
 - 5) 原価/獲得原価とは機械および機材を購入する代金をいう。

3. 事業規模の計算 製品_____ (このページにスペースが足りない場合添付資料に社印および署名をして使用すること。)

製造工程 (Core Process)	使用する機械	機回数/生産ライン (A)	時間単位あたり最高 生産量(例:トン/時間など) (B)	奨励証書における稼働お時間に基づく年間最高生産量 (C: ____時間/日、D: ____日/年)

したがって、プロジェクトの生産能力を決定する工程(Bottle Neck) は_____

(例:A 機 x B トン/時間 x C 時間/日 x D 日/年など)このように実際機械の最高生産能力の計算により、_____

4. 操業許可およびプロジェクト修正

- ☐ 会社は実際ある機械の生産能力に合わせて修正する。(実際ある機械の生産能力に合わせて下方・上方修正することになる。あり)
- ☐ 会社は稼働時間を上方修正し生産能力を修正する。_____(稼働時間____時間/日:____日/年)(あり。)
- ☐ 会社は製品を取りやめる。製品名_____(明細を添付した)
- ☐ 会社は_____を修正する。(本操業申請書の受付番号を参考に、追加説明として事務局が定めたプロジェクト修正申請書を添付すること)

私は以上のことが事実であることを証明し、以下署名と社印をする。

生産力_____ (稼働時間_____時間//日:____日/年)にて操業を申請する。

署名_____代表取締役

(_____)

役職_____(社印(あり))

5. プロジェクト特定データ 奨励証書番号_____日付_____

- 5.1 本プロジェクトは_____にて最初の収入を発生した。その証拠書類は_____
_____, 番号_____ (最初の収入に伴うインボイス/Bill of
Lading/Airway Bill またはその他の書類)
- 5.2 会社はプロジェクトにおける最初の収入発生日より現在まで法人税免税恩典(第 31
条に基づく恩典を付与されたプロジェクトのみ)を_____パーツ行使
したと保証する。
- 5.3 第 Por. 1/2545 号布告日付仏暦 2545 年(2002 年)1 月 28 日に基づくプロジェクトの
投資金額は以下の通り。

(A) 投資項目	(B) 獲得原価 投資金額算入の終了日 である日付_____	(C) 書類調査
		(BOI 職員用)
1. 建設費		
2. 機械代金		
3. 操業前費用		
4. その他資産		
合計		
獲得原価を調査した結果、其の金額は_____パーツ あり、(法人税免除上限ありのプロジェクト)会社は以上調査した結果に基づく実際の 投資金額に法人税免除額を修正することに合意し、後変更することはない。 署名_____ (代表取締役) (_____) 役職_____ (社員(あり))		
		署名_____ BOI 職員
		日付_____

注

- www.boi.go.th にて “獲得原価および投資金額の調査” に関する説明で記入方法
の明細をご参照ください。
- 事務局の職員に説明できる会社の会計担当者を用意してください。
会社は以上の説明通りに進めることを怠った場合、第 31 条に基づく恩典を行使し
ないと見なし、委員会に恩典を取り消すように提案する。

獲得原価および投資金額の調査に関する説明

1. 投資金額項目の報告

1.1 奨励企業の会計作成担当者が投資委員会事務局布告第 Por. 1/2545 号件名:投資金額定義の決定に基づき、資産名簿および、納品書/商品付属書類/輸入通関報告書/領収書など購入、支払い関連書類を持って投資金額を証明すること。

1.2 投資金額項目に基づく法人税免除のための投資金額の報告について

1) 以下のことを証明できるもののみ投資金額として算入する。

－該当のプロジェクトのみへの投資であり、調査日に実際奨励プロジェクトに存在するものでなければならない。

－奨励申請日より操業期限までの間に獲得されたものでなければならない。

獲得日とは輸入報告書または納品日とし、認可前に獲得されたものはプロジェクトに使用する認可を取得すること。

－投資委員会事務局布告第 Por. 1/2545 号日付仏暦 2545 年(2002 年)1 月 28 日件名:投資金額定義の決定に基づく投資金額項目のみまたは事務局が定めた方針に基づき実際投資したものでなければならない。

2) 投資金額算入の終了日は操業期限を過ぎてはならない。

2. 一般のプロジェクトについて (A) 欄における項目の意味および (B) 欄の記入方法

(B) 欄に記入する原価/獲得原価は会計基準にあったものでなければならない。

(A) 欄における項目の意味	(B) 欄の記入方法
1. 建設費	
－自社で建設場合、増築・改築を含め、事務所ビル、工場、インフラ、施設の建設	原価/獲得原価を使用すること。 1) <u>建設会社に依頼する場合</u> 原価とは建設契約に基づく支払い額のこと。 2) <u>自社で建設する場合</u> 完成するまで建物/工場の設計費、許可申請手数料、建材代金、労働費、基礎工事
－建物の購入または既存の建物を使用する場合	売買契約における代金または直近の決算書における簿価とする
－建物または工場を賃貸する場合	賃貸契約における賃借料とするが、契約期間は3年を超え、土地局に登録したものでなければならない。
2. 機械の代金	
仏暦 2520 年(1977 年)投資促進法第 4 条に基づく”機械”および投資委員会事務局布告第 Por. 1/2545 号の定義にあったものでなければならない。 <u>また操業日に該当の奨励プロジェクトに存在していなければならない。</u>	

—機械を購入する場合	設置費用、試運転費用、機械の原価に入った技術費を含め、機械の原価/獲得原価とする。 1) <u>資産として計上する場合</u> 該当の資産が実際存在しており、決算書に形状されているものでなければならない。 2) <u>費用として計上するまたは資産として計上しない場合</u> 該当売買契約を添付すること。
—機械を賃借する場合	賃貸契約における金額とするが、契約期間は3年を超え、決算書に計上したものでなければならない。賃貸契約書の写しを添付すること。
—機械をハイヤーパーチェスまたはリースする場合	ハイヤーパーチェスまたはリース契約における金額とするが、決算書に計上したものでなければならない。ハイヤーパーチェスまたはリース契約書の写しを添付すること。
—奨励申請書に示され、関連会社から無償で機械をもらう場合	奨励申請日における為替レートで換算した機械の元所有者の簿価とする。該当の機械の輸入証拠書類の写しを添付すること。
—機械の抵当権を設ける場合	機械の購入と同様に機械の原価/獲得原価とする。
3. 操業前費用	
旅費、弁腰費用、諸手数料、定款手数料など新会社の設立費用を意味する	計上した金額とする。証拠書類を添付すること。
4. その他資産	
—新会社設立または会社移転のための奨励を申請した場合のみ、事務機器および自動車を意味する	計上した金額とする。証拠書類を添付すること。
—特権、採掘権、資源関連で国へ支払う資産	計上した金額とする。証拠書類を添付すること。

3. (B) 欄の記入方法は以下の場合に記入すること。

- 新規プロジェクト 第1項から4項まで記入すること。
- 拡大プロジェクト 第1項および第2項に記入すること。
- 移転プロジェクト 第1項および第4項に記入すること。